

裾野市保育所等入所選考基準

番号	区分	保護者の状況			指数	父	母	
①	家庭外労働	外勤 (常勤・非常勤・自営)	週5日以上就労 (月20日以上)	1日7.5時間以上の就労	10			
				1日7時間以上の就労	9			
				1日6時間以上の就労	7.5			
				1日4時間以上の就労	5			
			週4日以上就労 (月16日～19日)	1日7.5時間以上の就労	8			
				1日7時間以上の就労	7			
				1日6時間以上の就労	6			
				1日4時間以上の就労	4			
	自営専従者		外勤就労による指数より		-1			
	家庭内労働	自営・農業	事業主	外勤就労による指数より		-1		
			専従者	外勤就労による指数より		-2		
内職			月20日以上 1日4時間以上の就労を常態とし、かつ月収5万円以上のもの		5			
		上記以外のもの		3				
収入		家庭外労働及び自営・農業に該当するもののうち月の収入が県最低賃金に基づき算出した月収に満たないものまたは収入が証明できないものは上記就労指数より		-2				
就労先内定		就労の指数から		-1				
②	出産 ※1		妊娠初期及び中期に長期間にわたって入院安静が必要な場合	10				
			妊娠初期及び中期に長期間にわたって自宅安静が必要な場合	9				
			出産前後3か月間（出産予定月を含む）	8				
③	疾病等	疾病・入院・障害	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10				
			入院が1か月未満と見込まれるもの	7				
			感染症の疾病または特定疾患	10				
			一般療養(週3日以上)の通院を常態)	6				
			一般療養(週1日～2日の通院を常態)	4				
			身体障がい者手帳1.2級、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳3級以上を保持するもの、または同等の症状にあるもの※4	10				
			身体障がい者手帳3級を保持するもの、または同等の症状にあるもの※4	7				
			身体障がい者手帳4.5.6級を保持するもの、または同等の症状にあるもの※4	4				
			精神性疾患の症状が軽度だが療養を要する(上記以外) 身体の状態が軽度だが療養を要する(上記以外)	4				
④	介護 ※2	同居の親族等の介護	常時、介護を要する場合または週5日以上の施設通所付き添い等（身体障がい者手帳1.2級または要介護認定4.5程度）	10				
			一部介護を必要とする場合または週3日以上施設通所付き添い等（身体障がい者手帳3級または要介護2.3程度）	8				
			常時、軽度の介護を要する（3級以下の手帳の保持または要介護認定1.2程度）	6				
			上記以外の介護で保育が必要と認められる場合	4				
		同居以外の親族の介護		上記指数より		-2		
⑤	家庭等の災害	家庭等の災害 ※3	火災・風・水害等で家屋が失われ復旧にあたる場合又は近隣の復旧活動に従事している場合	10				
⑥	求職	求職活動 ※起業準備を含む	求職活動中(聞き取り後最大でも3か月間)	2				
⑦	その他	就学等 ※時間割表等の提出を要する	就学・技能取得のため、外出を常態としているもの(外勤の指数から)	-1				
			就学・技能取得のため、自宅での学習を常態としているもの(外勤の指数から)	-2				
		要保護児童	児童虐待等により家庭内保育に危険がある場合（家児相要所見あるいは健康推進課要所見いずれか一方）	10				
ひとり親	母子・父子家庭（父・母の死別、離別、行方不明、拘禁）	10						

- ※1 妊娠・出産についての指数を用いて選考の場合、その期間満了以降の継続利用については再申し込み、再審査となる。
また、就労の要件で申し出をして利用調整後入園したが、入園後3か月以内に産前の休暇に入り、その後育児休業を取得する場合には産後休暇終了の月末をもって退園とする。(例：4月入園の場合は6月末退園)（育児休業中の継続利用は認めない）
- ※2 介護については施設に入所しておらず、通所している場合のみが対象となる。
- ※3 災害での保育所等の利用についても期間限定での利用とする。その期間満了以降の継続利用については再申し込み、再審査となる。
- ※4 「同等の症状にあるもの」とは、同各等級と同等の症状であるか、症状固定していない、または何らかの理由により当該手帳を保持するに至らないものをいう。

					⑧調整指数小計・・・点		
番号	区分	保護者の状況			指数	父	母
⑧	調整基準	児童の状況	転園希望	兄弟別々の保育所等に通園中(入園した当年度中は加点しない)	1.5		
				転居または転職等により通園が著しく困難	1		
				上記以外の理由による転園希望(自己都合による転園)	-2		
			2歳児クラスまでの認可保育所等の卒園児	連携園の設定がある小規模保育所から連携園への入園を希望	2		
				連携園の設定がある小規模保育所から連携園以外への入園を希望	1		
				2歳児までを対象とする園の卒園児(上記施設を除く)で、引き続き保育所等の利用を希望	1		
			新規希望	すでに勤務中等で託児所・一時保育にて対応中	2		
				入所希望児童に障害がある場合(障がい福祉担当課要所見)	1		
				育児休業取得のため退所した児童の再申込	5		
				産休・育休期間中(期間終了後入所希望)	1		
				当該児童の兄弟姉妹が希望園に在園している場合	1		
				前年度から入所保留状態が続いている場合	1		
				同一世帯の保育の実施申し込みをしていない児童(1人につき) ※ただし延長のある幼稚園の在園児は除く	-1		
				兄弟同時申込(2人目から1人につき+0.5)	0.5		
		同居・別居、親族の状況	65歳未満	祖父母等、同居親族その他の者が高齢等の理由で十分保育ができないと主張する場合(勤務証明書等保育が必要な証明が提出されれば減算しない)	-2		
			65歳未満	兄弟姉妹のうちいずれかを別居の親族等が日中常時保育するが、全ての児童は保育できないと主張する場合	-1		
		世帯の特殊事情	両親のいない家庭		20		
			生活保護世帯		5		
			ひとり親世帯 ※みなし寡婦含む	裾野市及び裾野市に隣接する市町に祖父母等の協力者なし	3		
				児童扶養手当対象世帯	3		
				上記以外のひとり親世帯	1		
			調停・裁判中(①～⑦は父母の状況で算出)で、住民票が同一の場合 ※住民票上も実態も別居したうえでの調停・裁判中の家庭はひとり親家庭として加点		2		
			家計の主宰者の失業		1		
			単身赴任(勤務証明書によって確認)		1		
			要延長(就労時間等により他園では調整できない場合)		1		
			自動車等の移動手段がない為希望園以外への通園が困難		1		
			保育料滞納がある世帯又は現年の保育料が3ヶ月以上未納の世帯		-10		
	その他	保育園教士諭及資格幼 所有者	市内認可保育所等での勤務	一日7時間以上を常態とし勤務する場合	5		
				一日4時間以上を常態とし勤務する場合	3		
			市外認可保育所等での勤務	一日7時間以上を常態とし勤務する場合	1.5		
				一日4時間以上を常態とし勤務する場合	1		
		特に 項目減 算する	内定後辞退した場合		退園となった日が属する年度と同一年度内の選考に限り ※次年度4月分の選考においては減点なし	-5	
			保護者の就労実績に整合性が認められないとき		全体指数より	-3	
			虚偽の申請等が発覚し退園した履歴がある		その年同一年度内の選考に限り	-5	
		市外	裾野市外居住者		全体指数より	-1	※1

※1 申請者の居住市町の入所調整指数表において、他市区町村の減算指数が1点以上の場合はその点数(その指数表の減算に見合う点)を減じる。また当該申請者居住市区町村の入所選考において、居住地以外からの申請者の選考が限定的に行われる場合(例：二次選考以降のみ等)はその選考方法に準ずることとする。

同一指数となったときの優先順位

1	社会的養護が必要な世帯
2	ひとり親世帯
3	保護者のいずれかが保育所等で勤務をしている場合
4	①～⑦の基本指数がより高い世帯
5	世帯収入の低い世帯(保育所等利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額の合算額)

選考にあたって

2歳クラスまでの認可保育所等の卒園児については、従来は転園児と同等の扱いとして「保育を必要とする事由」に該当していればいずれかの保育所等で必ず案内をしていたが、待機児童が発生している現状や3歳児クラスの受け入れの慢性的な不足といった事情を鑑み必ず保育所等へ案内するものではなく、就労の状況によっては幼稚園への就園も考えられるため、加点はするが利用調整の結果によっては保育所等の継続利用を約束するものではない。